

## 介護給付適正化の取組【広島県廿日市市】

### ● 概要

広島県では、「第9期ひろしま高齢者プラン」に基づき、主要3事業について最低限の取組事項と質向上の取組事項を定めて、県内の市町の適正化事業を支援している。廿日市市では、高齢者向け住まいの入居者に焦点を当てたケアプラン点検や、住宅改修の相談に応じる際、機能改善指導員の同行を行うといった取組をしている。

### ● 実施状況、効果

#### ① 高齢者向け住まいの入居者に焦点を当てたケアプラン点検の実施

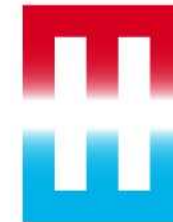
毎年、12事業所（居宅介護支援事業所、1事業所が概ね3年毎に1回実施）を対象に、各居宅介護支援事業で契約している介護サービス利用者のうち、ケアプラン点検対象利用者を無作為に5名ずつ計60名ピックアップして、サービス計画書及びサービス提供票等の書類確認とヒアリングを実施している。

毎年、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅の入居者に係るケアプラン点検を実施していることから、点検の実績とノウハウが蓄積され、介護給付の質の向上に寄与していると考えている。また、書面審査及びヒアリングを外部事業者へ委託し、専門的な助言を得ながら実施することで市職員の資質向上を図っている。

#### ② 住宅改修に関する取組（建築専門職、リハビリテーション専門職等による点検の実施）

地域包括支援センターへ介護保険サービスの利用相談（要介護認定申請相談）があった際に、住宅改修工事を希望された場合には、地域包括支援センター職員が申請者の自宅に出向く際機会に、機能改善指導員も同行して、住宅改修工事の相談に応じている。

工事完了後の確認では、工事箇所の補正や施工やり直しにより、施工業者と申請者との間で金銭トラブルになる恐れもあることから、要介護認定申請が行われ、住宅改修工事の着工前に、事前のアセスメントを行うことに重点をおいて、地域包括支援センターと連携して相談に応じている。



元気、  
美味しい、  
暮らしやすい  
ENERGY OF PEACE  
ひろしま



# 広島県 介護給付適正化の取組

---

県内市町（廿日市市ほか）の取組の紹介

令和7年11月13日（木）

広島県 健康福祉局 医療介護保険課



元気、  
美味しい、  
暮らしやすい  
ENERGY OF PEACE  
ひろしま

# 広島県及び廿日市市の紹介

## ○人口（住民基本台帳）

広島県 2,750,540人 全国第12位

（第11位 茨城県 2,865,690人、第13位 京都府 2,488,075人）

廿日市市 116,025人 県内第6位

（県内第1位 広島市 1,178,773人、第2位 福山市 458,192人、  
第3位 呉市 205,349人、23位 安芸太田町 5,550人）

## ○老年人口比率（65歳以上）

広島県 29.9% 全国第34位

（第33位 茨城県 32.9%、第35位 栃木県 29.9%）

廿日市市 31.4% 県内第17位

（県内第1位 安芸太田町 52.2%、第2位 神石高原町 49.8%、  
第3位 大崎上島町 45.9%、第23位 海田町 23.5%）

# Hiroshima の自慢、特長





元気、  
美味しい、  
暮らしやすい  
ENERGY OF PEACE  
ひろしま

# 広島県の介護給付適正化の取組

# 第9期ひろしま高齢者プラン（介護給付の適正化）

## 主要3事業への再編に合わせて、 記載順を変更

### 1 要介護認定等の適正化

「認定調査を委託した場合の保険者の事後点検の実施」の追加

### 2 ケアプラン等の点検

「高齢者向け住まいの入居者に焦点を当てたケアプラン点検の実施」の追加

	事業名	市町の取組内容	具体的な取組内容	
			最低限の取組事項	質向上の取組事項
主要 3 事業	1 要介護認定等の適正化	(1)更新・区分変更の認定調査の平準化・適正化	<input type="checkbox"/> 認定調査の保険者の直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 認定調査を委託した場合の保険者の事後点検の実施	<input type="checkbox"/> 指定市町村事務受託法人等への委託の検討
		(2)要介護認定等のばらつきは是正に向けた取組	<input type="checkbox"/> 業務分析データによる原因分析 <input type="checkbox"/> 関係者間での情報共有	<input type="checkbox"/> 課題の設定と対策の実施
	2 ケアプラン等の点検	(1)ケアプラン点検の実施	<input type="checkbox"/> 介護支援専門員の「気づき」を促すケアプラン点検の実施 <input type="checkbox"/> 国保連介護給付適正化システム等を活用したケアプラン点検の実施	<input type="checkbox"/> ケアプランの改善状況の把握 <input checked="" type="checkbox"/> 高齢者向け住まいの入居者に焦点を当てたケアプラン点検の実施
(2)住宅改修に関する取組		<input type="checkbox"/> 一定要件の抽出による実施	<input type="checkbox"/> 建築専門職、リハビリテーション専門職等による点検の実施	
(3)福祉用具購入・貸与に関する取組		<input type="checkbox"/> 福祉用具利用者等に対する訪問調査等の実施	<input type="checkbox"/> リハビリテーション専門職による点検の実施 <input type="checkbox"/> 福祉用具貸与手続きの確認	
3 医療情報との突合・縦覧点検	医療情報との突合・縦覧点検	<input type="checkbox"/> 国保連から提供される情報の活用による点検の実施	<input type="checkbox"/> 国保連の介護給付適正化システム等の活用による点検の実施	
そ の 他 事 業	4 ケアマネジメント等の適切化	介護支援専門員の質向上に向けた取組	<input type="checkbox"/> 県主催の研修会への参加 <input type="checkbox"/> 介護支援専門員に対する研修会の開催	<input type="checkbox"/> 地域包括支援センターによる介護支援専門員支援機能の強化 <input type="checkbox"/> 地域の関係者との意見交換の実施
	5 事業所のサービス提供体制の確保	(1)地域密着型サービス事業所への指導・監査等	<input type="checkbox"/> 地域密着型サービス事業所への定期的な指導	<input type="checkbox"/> 集団指導の活用
		(2)苦情処理内容の把握・分析に基づく事業者指導	<input type="checkbox"/> 苦情等のあった事業所への指導・監査の実施	<input type="checkbox"/> 指導監査等における専門家への助言依頼
6 介護報酬請求の適正化	(1)介護給付費通知 <sup>※</sup>	<input type="checkbox"/> 介護給付費通知の送付	<input type="checkbox"/> 事業者への周知 <input type="checkbox"/> 通知内容の工夫	
	(2)国保連の介護給付適正化システム等の活用	<input type="checkbox"/> 帳票やデータの抽出	<input type="checkbox"/> 国保連の介護給付適正化システム等の活用による取組の実施	

※介護給付費通知については、市町の任意事業として実施  
※具体的な取組内容及び県の支援については、資料編を参照

# 第6期(R6~R8)介護給付適正化計画実施状況【1】

## 介護給付適正化計画における最低限の取組事項の実施状況

取組項目	取組事項	取り組んでいる市町数 (R4年度)	取り組んでいる市町数 (R5年度)	取り組んでいる市町数 (R6年度)
1 要介護認定等の適正 (主要3事業)	(1)更新・区分変更の認定調査の平準化・適正化	21 (91.3%)	21 (91.3%)	増加 → 23 (100.0%)
	(2)要介護認定のばらつきの是正に向けた取組	20 (87.0%)	20 (87.0%)	増加 → 21 (91.3%)

# 第6期(R6~R8)介護給付適正化計画実施状況【2】

## 介護給付適正化計画における最低限の取組事項の実施状況

取組項目	取組事項	取り組んでいる市町数 (R4年度)	取り組んでいる市町数 (R5年度)	取り組んでいる市町数 (R6年度)
2 ケアプラン等の点検 (主要3事業)	(1)ケアプラン点検の実施	23 (100.0%)	23 (100.0%)	23 (100.0%)
	(2)住宅改修に関する取組	18 (78.3%)	20 (87.0%)	19 (82.6%)
	(3)福祉用具購入・貸与に関する取組	18 (78.3%)	18 (78.3%)	18 (78.3%)

# 第6期(R6~R8)介護給付適正化計画実施状況【3】

## 介護給付適正化計画における最低限の取組事項の実施状況

取組項目	取組項目	取り組んでいる市町数 (R4年度)	取り組んでいる市町数 (R5年度)	取り組んでいる市町数 (R6年度)
3 医療情報との突合・縦覧点検 (主要3事業)	医療情報との突合・縦覧点検	23 (100.0%)	23 (100.0%)	21 (91.3%)



# 第6期(R6~R8)介護給付適正化計画実施状況【4】

## 介護給付適正化計画における最低限の取組事項の実施状況

取組項目	取組項目	取り組んでいる市町数(R4年度)	取り組んでいる市町数(R5年度)	取り組んでいる市町数(R6年度)
4 ケアマネジメント等の適切化 (その他事業)	介護支援専門員の質向上に向けた取組	23 (100.0%)	23 (100.0%)	21 (91.3%)

減少

# 第6期(R6~R8)介護給付適正化計画実施状況【5】

## 介護給付適正化計画における最低限の取組事項の実施状況

取組項目	取組事項	取り組んでいる市町数 (R4年度)	取り組んでいる市町数 (R5年度)	取り組んでいる市町数 (R6年度)
5 事業所のサービス提供体制の確保 (その他事業)	(1)地域密着型サービス事業所への指導・監査等	21 (91.3%)	増加 → 22 (95.7%)	22 (95.7%)
	(2)苦情処理内容の把握・分析に基づく事業者指導	20 (87.0%)	増加 → 23 (100.0%)	減少 → 20 (87.0%)

# 第6期(R6~R8)介護給付適正化計画実施状況【6】

## 介護給付適正化計画における最低限の取組事項の実施状況

取組項目	取組事項	取り組んでいる市町数 (R4年度)	取り組んでいる市町数 (R5年度)	取り組んでいる市町数 (R6年度)
6 介護報酬請求の適正化 ( <span style="color: red;">その他事業</span> )	(1)介護給付費通知	22 (95.7%)	22 (95.7%)	10 (43.5%) <span style="color: red;">減少</span>
	(2)国保連の介護給付適正化システム等の活用	21 (91.3%)	21 (91.3%)	19 (82.6%) <span style="color: red;">減少</span>

## 高齢者向け住まいの入居者に焦点を当てたケアプラン点検の実施 【追加】

- ・ サービス付き高齢者住宅や有料老人ホーム等の高齢者向け住まいの入居者に係るケアプラン点検の実施に当たっては、国保連の介護給付適正化システムより出力される「支給限度額一定割合超支援事業所における対象サービス利用者一覧表」等を活用し行う。
- ・ 市町内に対象の事業所がない場合、市町の被保険者が他市町の事業所に入居し、介護サービスを適正に利用しているか等の実態について情報収集を行う。

## 住宅改修に関する取組（建築専門職、リハビリテーション専門職等による点検の実施）

- ・ 住宅改修費支給申請の審査の際に、専門職（建築専門職、リハビリテーション専門職等）により点検を行う。
- ・ 施工前又は実施の際に、現地確認にリハビリテーション専門職が訪問し、点検を行う。



元気、  
美味しい、  
暮らしやすい  
ENERGY OF PEACE  
ひろしま

# 廿日市市の介護給付適正化の取組

# 高齢者向け住まいの入居者に焦点を当てたケアプラン点検の実施

## ◆概要◆

毎年、12事業所（居宅介護支援事業所、1事業所が概ね3年毎に1回実施）を対象に、各居宅介護支援事業所で契約している介護サービス利用者のうち、ケアプラン点検対象利用者を実無作為に5名ずつ計60名ピックアップして、サービス計画書及びサービス提供票等の書類確認とヒアリングを実施している。

点検対象利用者を実無作為に抽出することで、毎年、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅の入居者を含めたケアプラン点検の実施となっている。

# 高齢者向け住まいの入居者に焦点を当てたケアプラン点検の実施

## ◆実施状況、効果◆

毎年、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅の入居者に係るケアプラン点検を実施していることから、点検の実績とノウハウが蓄積され、介護給付の質の向上に寄与していると考えている。

また、書面審査及びヒアリングを外部事業者へ委託し、専門的な助言を得ながら実施することで市職員の資質向上を図っている。

※外部事業者： 要介護認定調査及び点検業務を委託

# 県内の市町の取組（高齢者向け住宅入居者に係るケアプラン点検）

市町名	取組内容
A市	広島県厚生環境事務所と合同でサービス付き高齢者住宅の現地指導に同行し、ケアプラン点検を行い、書類不備などの指摘を行った。
B市	適正化職員を配置し、給付費の状況から福祉用具レンタルの多い高齢者を抽出し、点検を行っている。
C町	主にサービス付き高齢者向け住宅の利用者についてプラン点検を実施している。 抽出方法は定めておらず、町内居宅介護支援事業所の介護支援専門員へケアプランの提出を求めているため、サービス付き高齢者向け住宅の利用者を担当していれば提出があり、点検している。 町外のサービス付き高齢者向け住宅の利用者についても町外の居宅介護支援事業所の介護支援専門員へケアプランの提出を求めている。

# 住宅改修に関する取組（建築専門職、リハビリテーション専門職等による点検の実施）

## ◆概要◆

地域包括支援センターへ介護保険サービスの利用相談（要介護認定申請相談）があった際に、住宅改修工事を希望された場合には、地域包括支援センター職員が申請者の自宅に出向く機会に、機能改善指導員も同行して、住宅改修工事の相談に応じている。

※機能改善指導員： 作業療法士、主に総合事業（短期集中予防）や重層的支援体制整備事業（地域づくり事業）を担当

# 住宅改修に関する取組（建築専門職、リハビリテーション専門職等による点検の実施）

## ◆実施状況、効果◆

工事完了後の確認では、工事箇所の補正や施工やり直しにより、施工業者と申請者との間で金銭トラブルになる恐れもあることから、要介護認定申請が行われ、住宅改修工事の着工前に、事前のアセスメントを行うことに重点をおいて、地域包括支援センターと連携して相談に応じている。

また、工務店が住宅改修工事を申請する際に、住宅改修の理由書の作成の相談があれば、申請者の身体状況や生活環境を考慮した記載内容等について助言している。

# 県内の市町の取組（住宅改修申請についてリハ専門職等が参画）

市町名	取組内容
A市	住宅改修の申請書類審査時に、建築課の建築専門職に相談を行っている。
B市	福祉用具購入や住宅改修の検討に当たって、リハビリテーション専門職等の知見から、要支援者等の身体状況を勘案し、利用者への介護予防に関する技術的助言やケアマネジャー等の対するケアマネジメント支援等を行う仕組みがある。
C市	住宅改修の申請書類審査時に、リハビリテーション専門職から意見聴取を行い、本人の状態像などからアドバイスを受け、適正化を実施している。
D町	福祉用具購入費、住宅改修購入費に関しては本人や家族、介護支援専門員を通じ、リハビリテーション専門職等が共同で行っている。 住宅改修に関しては、10万円を超える案件（すべて）については、申請書提出後、住宅改修の実施前に介護支援専門員、事業者及び町が自宅を訪問し、現地確認を行っている。



元気、  
美味しい、  
暮らしやすい  
ENERGY OF PEACE  
ひろしま

ご清聴ありがとうございました。